

安全・安心ニュース No.23

大通コミュニティ協議会(総務)防犯
南区防犯協会大通支部

「配偶者暴力防止法」について

結婚をすると「同居」義務が発生します。

同居義務は、婚姻共同生活を維持する基本的な義務とされていて違反すれば離婚原因となり、離婚慰謝料が発生する原因にもなることです。

とは言え、仕方なく一次的な緊急避難のために同居を解消せざるを得ないこともあります。それが配偶者からの暴力です。

配偶者等からの暴力はなければ一番良いのですが、平成初期ころから社会問題となったため、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(いわゆるDV防止法)」が制定されました。

新型ウィルスで、在宅勤務等が増えたことにより鬱憤が蓄積するなどして、配偶者からの暴力が増加しているという報道をよく目にしますので、今回は、この法律について少し勉強したいと思います。

記

1 配偶者からの暴力とは

(1) 配偶者とは

婚姻関係はもとより、婚姻の届出はしていないものの、生計を共にしている内縁関係の事実婚、婚姻意思もないが、同棲しているカップルである「生活の本拠を共にする交際」も含みます。

また、性別は問わず、離婚後(同棲解消後)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

(2) 暴力とは

身体に対する暴力(殴る、蹴るという有形力の行使)だけではなく、脅迫(例えば、ぶっ殺すぞ等心身に有害な影響を及ぼす言動)や人格を否定するような暴言等の精神的暴力も含まれます。



2 加害者が近寄って来ないようにしたい～保護命令

保護命令は、上記「暴力」のうち、身体に対する暴力または生命等に対する脅迫のみが対象となっています。

暴力を受けた被害者が地方裁判所に申し立てをし、裁判官が、被害者が更なる暴力被害を受けるおそれがあると認めた場合に、これを防

止するために加害者に対し、その行動を制約する保護命令を出します。

3 保護命令の種類

(1) 被害者への接近禁止命令（6月間）

加害者が被害者の身边につきまったり、同人の住居や勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。

(2) 被害者の子または親族等への接近禁止命令（6月間）

被害者の子や親族等の身边につきまったり、同人らの住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止する命令です。

(3) 電話等禁止命令（6月間）

被害者に対する電話やメールが禁止されます。

(4) 退去命令（2月間）

加害者に対し、被害者と共に生活する住居から退去を命ずるものです。

4 相談機関

- 警察本部または各警察署の生活安全部門
- 各市町村の配偶者暴力相談窓口
- 女性福祉相談所 025-381-1111
- DV・児童虐待相談フリーダイヤル 0120-26-2928
- 子供・女性相談電話 025-382-4152